

「2014年 基礎答練 厚生年金保険法」から
第46回社労士試験【択一式】厚年法 問10-Bの出題が**的中**しました!!

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU14623 p.9]

<基礎答練 択一式 厚年法 問7-E>

E 遺族厚生年金の受給権を取得した当時 30 歳未満である妻が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を取得しない場合は、当該遺族厚生年金の受給権は、当該遺族厚生年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過したときに消滅する。

(解答 厚年法 63 条 1 項 5 号イ)

本試験出題はこうでした!

第46回 社労士試験 問題
【択一式】 厚年法 【問10-B】

B 遺族厚生年金の受給権を取得した当時 30 歳未満である妻が、当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を取得しない場合、当該遺族厚生年金の受給権を取得した日から5年を経過したときに、その受給権は消滅する。

(解答)

的中!